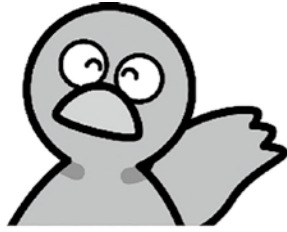


自治会の見守りサポーターとは



埼玉県マスコット「コバトン」

見守りサポーター登録制度は、県営住宅等に定期的に来訪される事業者及び団地自治会等のなかで、入居者の方の「見守り」について、ボランティアによる共助の取組をご理解いただいた事業者等を登録する制度です。サポーターの皆様の心掛けにより大切な命を救うことができます。登録をご希望される自治会は、管轄支所へご連絡ください。※すでに約2/3の自治会にご登録いただいております。

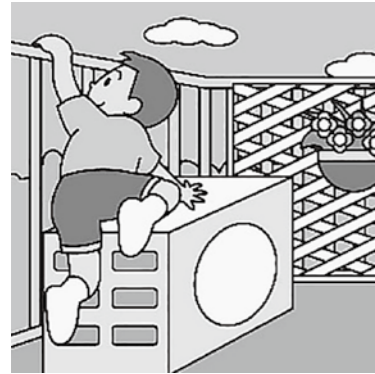
結露防止対策

寒い朝、外気と室内の温度差が大きいと窓ガラスなどに水滴がつきます。これが結露です。結露をそのままにしておくと、壁や天井にカビが発生したり、家具、畳などが腐りやすくなります。日頃の住まい方を工夫すれば、結露を防いで快適な生活を送ることができます。

- ★ 窓ガラスや壁についた水滴はすぐにふき取る。
- ★ 家具の配置を考え、空気の流れをよくする。
- ★ 押し入れ内には荷物を詰め込まず、スノコを敷くと効果的です。
- ★ 十分な換気を行い、部屋全体の乾燥を心がけましょう。



転落事故にご注意ください。



毎年、子どもが窓やベランダから転落する事故が発生しております。子どもの見守りと合わせて事故が起きない環境をつくるのが重要です。

【転落事故を防ぐためのポイント】

- ◆子どもだけを家に残して外出しないようにしましょう。
- ◆窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かないようにしましょう。
- ◆特にエアコンの室外機は手すりから離して設置しましょう。
- ◆ベランダでは遊ばないようにしましょう。

火災に注意しましょう！

火災を発生させると、皆さんの部屋だけでなく、周辺にお住まいの方にも迷惑をかけることになります。お住まいの皆さん一人ひとりが注意し、火災を防ぎましょう。外出の際は火の元の確認を必ずしましょう。

- ◆調理時には火のそばから離れず、離れる時は必ず火を止めるようにしましょう。
- ◆コンセントとプラグの間にほこりがたまると、通電している電気によって発火します。使っていないプラグを抜いたり、定期的に掃除をしましょう。
- ◆寝たばこは禁止です！吸い殻の不適切な処理による火災に注意しましょう。
- ◆ストーブの周囲や上部には物を放置しないようにしましょう。



県営住宅だより

令和4年12月号
NO.121



埼玉県住宅供給公社

【営業時間】

午前8:30～午後5:15（土日祝日及び年末年始12月29日から1月3日を除く）

本社 〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10

県営住宅課 TEL 048-829-2875 県営住宅収納課 TEL 048-829-2876

県営住宅課駐車場担当 TEL 048-829-2864 公営住宅技術課 TEL 048-829-0081

大宮支所 〒330-0805 さいたま市大宮区寿能町2-131 TEL 048-645-1772

川越支所 〒350-1101 川越市市場2218-4 ベルアート301号室 TEL 049-227-6408

熊谷支所 〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2 TEL 048-524-7963

岩槻支所 〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3 TEL 048-794-7146

【営業時間外の緊急修繕に関するお問合せ】

営業時間外における、漏水・断水・汚水管の逆流など、緊急修繕時の連絡は、「緊急受付センター」となります。修繕の箇所や内容によっては、入居者のご負担になりますので、予めご承知おきください。

緊急受付センター

TEL 048-829-2890



自治会活動 飾花事業 北本二ツ家住宅

毎年、自動販売機を設置している自治会へ売上げの一部を還元するため花の苗を配布させて頂いております。今年は10月ごろに苗を配布しました。今回、北本二ツ家住宅自治会からとても素晴らしい写真を頂きましたので、ご紹介いたします。

パンジーの花を頂き、ありがとうございます。植え込み作業は、役員と花の好きな方で行いました。皆さん花の好きな方ばかりだったので、花の話で花がさき、花のおかげで笑い声がありました。パンジーが花壇におさまり、また話もはずみ、とても良かったと思えました。『最後にきれいに咲いてね、私たちも努力しますから』と花にみんなで声を掛けました。団地に住んでいる方が見てくれると思うと、花をいただき感謝の思いでいっぱいです。ありがとうございました。



* 苗の植え込み *



多様化する性的マイノリティへの理解 LGBTQとは？

- L** レズビアン 女性同性愛者
- G** ゲイ 男性同性愛者
- B** バイセクシュアル 両性愛者
- T** トランスジェンダー 生まれた時の性別と異なる性別を認識している者
- Q** クエスチョニング 人間の性のあり方を決められない・分からない者

LGBTQとは、性的マイノリティを表す総称のひとつです。人の性のあり方は様々です。



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっちゃん

「LGBTQ」と呼ばれる性的マイノリティの人々は、大人だけでなく子どもも含めて、様々なライフステージ、様々な領域で困難に直面しています。令和2年度に埼玉県が実施した「多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」によるとLGBTQの方は約30人に1人いることが分かりました。

LGBTQの方の多くは、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠し生活されており、見えないマイノリティと言われております。これまで長い間支援から取り残されてきており、多様性が尊重される時代において、直ちに人権上の対応が必要とされる問題です。【埼玉県HP】

※現在、同性パートナーの方が県営住宅に入居が認められるよう検討しております。

家賃支払は支払期限内に！ 『当月分は当月支払いが原則です』

金融機関



現在口座振替が停止している方は、再開ができる場合があります。県営住宅収納課までご相談ください。

家賃のお支払いは
安心・確実・便利な
口座振替をご利用ください。

家賃納入月	引落日
令和4年12月	令和4年12月30日(金)
令和5年1月	令和5年1月30日(月)
令和5年2月	令和5年2月27日(月)
令和5年3月	令和5年3月30日(木)

県営住宅条例において、家賃を3ヶ月以上滞納した場合は住宅の明け渡し請求を受けることになります。

【県営住宅】入居期限延長について

入居期限付き(10年)の県営住宅に入居されている方のうち、以下の要件に該当する世帯は申請により入居期限の延長ができます(※注1)。公社から満了のお知らせを2年前よりお送りします。

また、期限満了日からおおよそ3か月前に公社から延長申請書をお送りします。ご案内をよくお読みいただき、手続きをしてください。

要件	一般住宅	子育て支援住宅
18歳未満の子を扶養している世帯	○	○
夫婦ともに39歳以下である世帯	○	○
名義人または同居の親族に70歳以上(期限満了時点)の方がいる世帯	○	×
名義人または同居の親族に障がい者のいる世帯(※注2)	○	○

※注1 なお、家賃滞納・収入超過・県営住宅条例、施行規則、入居要綱等の入居要件に該当しない方は延長が認められません。

※注2 障がい者の方がいる世帯とは、次の世帯をいいます。
 ・1～4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方がいる世帯
 ・1～2級の精神障がい保健福祉手帳の交付又は年金の給付を受けている方がいる世帯
 ・A、A、Bに該当する知的障がい者の方がいる世帯
 ・障害の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは別表1号表ノ3の第1款症の戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯

期限満了の2年前から県営住宅の入居者募集(年4回:1・4・7・10月)へ応募が可能となります。